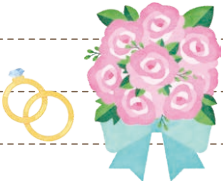
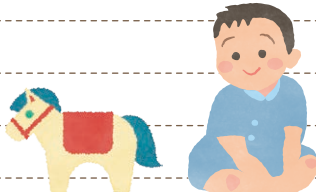


ライフイベント支援制度



結婚		妊娠・出産				育児				介護			
婚姻		妊娠	産前 8 週間	出産	産後 2 週間	産後 8 週間	1 歳	小学校就学	小学校 3 年生	小学校 6 年生	介護が必要な期間		
1 エフ休暇													
1 婚姻休暇			2 産前産後休業			1 育児時間							
		3 就業制限、業務転換等の配慮措置		5 出産時育児休業（産後パパ育休）									
4 不妊治療による休職（最大12ヶ月）				2 子の看護等休暇						1 介護休暇			
				3 養育両立支援休暇								2 介護休業	
				4 育児休業								3 所定労働時間の短縮	
				5 所定労働時間の短縮								4 時間外労働又は休日労働の免除	
				6 時間外労働・深夜労働又は休日労働の免除								5 深夜労働の免除	

！「職員」は教員、職員のことを指します。 ※「年次有給休暇積立保存制度（私傷病、配偶者の出産、介護による休暇等を取得できる制度）」の適用される本務教職員のみ対象。

出 産		育 児		介 護		その他	
1 エフ休暇 有給 女性		1 育児時間 無給 女性		1 介護休暇 無給 女性 男性		1 婚姻休暇 有給 女性 男性	
制度内容	女性職員で生理日の勤務がいちじるしく困難場合又は妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診する場合は、月2回を限度にエフ休暇を取得できる。但し、有給扱いは月2回まで。	制度内容	乳児を育てる女性職員が、所定の休憩時間の他に育児時間を取得できる制度。	制度内容	要介護状態にある家族の介護その他世話をするために取得できる休暇。	制度内容	婚姻するときに取得できる休暇。
期間	妊産婦は妊娠～産前休業取得前まで	期間	産前産後休業後～1歳未満まで(1日2回各30分)	期間	介護が必要な期間中(年間5日、2人以上は年間10日。1日、半日又は1時間単位で取得可能)	期間	連続5日(休日算入せず)
申請・申出書類	特別有給休暇願	申請・申出書類	育児時間付与願	申請・申出書類	介護休暇申出書(様式第6号)	申請・申出書類	特別有給休暇願
2 産前産後休業 有給 女性		2 子の看護等休暇 無給 女性 男性		2 介護休業 無給 女性 男性		2 保存休暇(私傷病) ※ 有給 女性 男性	
制度内容	職員が出産するときに申請する休業。	制度内容	小学校6年生までの子の看護、学級閉鎖等、入学・卒業式等の際に取得できる休暇。	制度内容	要介護状態にある家族の介護その他世話をするために取得できる休業。	制度内容	私傷病により療養するために取得できる休暇。
期間	出産後8週間を含む産前産後の通算16週間(多胎妊娠は22週間)	期間	小学校6年生まで(年間5日、子が2人以上は10日)	期間	介護が必要な期間中(通算124日間、4回)	期間	休業する期間(残存日数内で暦日連続5日以上に及ぶ場合)
申請・申出書類	産前産後休業申出書	申請・申出書類	看護休暇申出書(様式第8号)	申請・申出書類	介護休業申出書(様式第1号)	申請・申出書類	保存休暇利用申請書
3 就業制限、業務転換等の配慮措置 女性		3 養育両立支援休暇 無給 女性 男性		3 所定労働時間の短縮 無給 女性 男性		3 研究者復帰等支援リサーチ・サポーター(RS) 女性 男性	
制度内容	女性職員が妊娠中に就業制限、業務の転換その他必要な処置をとることがある。	制度内容	小学校就学前の子の養育のため、1年間に10日取得できる休暇。	制度内容	要介護状態にある家族の介護その他世話をするために所定労働時間の短縮を受けることができる制度。	制度内容	専任教員に対して、研究復帰時に研究補助及び研究活動に係る諸業務を支援する「リサーチサポーター」を配置できる制度。
期間	妊娠～出産まで	期間	小学校就学前まで	期間	介護が必要な期間中(1日2時間以内、最大3年間)	期間	産前産後休暇・育児休業取得後で子が小学校就学前まで又は介護休業取得後で介護継続中の研究復帰時
申請・申出書類	—	申請・申出書類	養育両立支援休暇申請(様式第8号の2)	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第7号)	申請・申出書類	研究者復帰等支援制度利用申請 兼 リサーチサポーター雇用申請書
4 不妊治療による休職 有給 女性 男性		4 育児休業 無給 女性 男性		4 時間外労働又は休日労働の免除 女性 男性		4 産前産後の休暇又は育児休業を取得することによる科学研究費助成事業の一時中断申請(学外制度) 女性 男性	
制度内容	不妊治療により12カ月まで休職することができる。基本給、世帯手当基礎分の2割を支給。	制度内容	1歳に達する(最大2歳に達する)までの子を養育するために取得できる育児休業。	制度内容	要介護状態にある家族の介護その他世話をするために時間外労働又は休日労働の免除を受けることができる制度。	制度内容	科研費の研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業を取得して1年を超えて補助事業を中断する場合、研究を一時中断し、休業後に研究を再開することができる制度。
期間	休職発令日から12ヶ月	期間	1歳の誕生日前日まで(最大2歳の誕生日前日まで)。配偶者が先に又は同時に取得の場合は1歳2か月になるまで、出生日以後の産前産後休業と通算して1年	期間	介護が必要な期間	期間	産前産後休暇中または育児休業中
申請・申出書類	休職願(様式任意)	申請・申出書類	育児休業申出書(様式第1号)	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第7号)	申請・申出書類	研究中断届
5 出産時育児休業(産後パパ育休) 無給 男性		5 所定労働時間の短縮 無給 女性 男性		5 深夜労働の免除 女性 男性		5 産前産後の休暇又は育児休業を取得することによる科学研究費助成事業の延長申請(学外制度) 女性 男性	
制度内容	配偶者の出産に伴い取得する育児休業制度。	制度内容	小学校就学前の子を養育するために所定労働時間を短縮することができる制度。	制度内容	要介護状態にある家族の介護その他世話をするために深夜労働の免除を受けることができる制度。	制度内容	科研費の研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業を取得して補助事業を中断する場合、研究期間を延長することができる制度。
期間	出産予定日又は出産日(いずれか早い日)～出産予定日又は出産日(いずれか遅い日)の8週間を経過する翌日(通算して4週間)	期間	小学校就学まで(1日2時間以内)	期間	介護が必要な期間	期間	産前産後休暇中または育児休業中
申請・申出書類	育児休業申出書(様式第1号)	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第9号)	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第7号)	申請・申出書類	研究中断届
6 保存休暇(配偶者出産利用) ※ 有給 男性		6 時間外労働・深夜労働又は休日労働の免除 女性 男性		6 保存休暇(介護利用) ※ 有給 女性 男性		窓 口	
制度内容	配偶者の出産時に取得できる休暇。	制度内容	小学校就学前の子を養育するために時間外労働・深夜労働又は休日労働の免除を受けることができる制度。	制度内容	介護休業等に関する規程に定める介護休業の対象家族を介護する場合に取得できる休暇。	窓 口	
期間	出産当日～2週間(残存数内で3日)	期間	小学校就学まで	期間	介護が必要な期間中(残存日数内で1日又は半日単位で1年につき複数回利用可能)	窓 口	
申請・申出書類	保存休暇利用申請書	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第9号)	申請・申出書類	勤務時間の短縮等の措置申出書(様式第7号)	窓 口	
7 保存休暇(出生サポート利用) ※ 有給 女性 男性		8 ベビーシッター利用支援サービス 女性 男性		6 保存休暇(介護利用) ※ 有給 女性 男性		窓 口	
制度内容	不妊治療にかかる通院等をする場合、1日又は半日単位で1年に5日取得できる(体外受精及び顕微授精にかかる通院などの場合は10日)。	制度内容	公益社団法人全国保育サービス協会の事業。配偶者の就労・ひとり親家庭などサービスを使わなければ就労が困難な状況にある場合、ベビーシッターサービス利用時に1回あたり最大4,600円の割引が適用。	制度内容	介護休業等に関する規程に定める介護休業の対象家族を介護する場合に取得できる休暇。	窓 口	
期間	不妊治療にかかる通院等をする場合	期間	勤務のある日。小学校3年生まで(世話を要する要件に該当する場合は小学校6年生まで)	期間	介護が必要な期間中(残存日数内で1日又は半日単位で1年につき複数回利用可能)	窓 口	
申請・申出書類	保存休暇利用申請書	申請・申出書類	ベビーシッター利用支援サービス登録フォーム	申請・申出書類	保存休暇利用申請書	窓 口	